

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第9回）

氏 名 小 泉 健 介	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 ワシントン大学（シアトル）
提 出 書 面 平成26年5月14日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月15日～平成26年5月14日） 4月15日～ 引き続き、ロースクールの春学期の講義を聴講 4月15日 旧ユーゴ国際刑事裁判所の [] の講演会に出席 4月17日 連邦地裁の [] と面談 4月23日 [] と面談 4月25日～5月2日 安江判事のアテンド 5月8日 模擬裁判の陪審員を務める		
キーワード欄		
・アテンド		
・模擬裁判の陪審員		

平成26年5月14日

最高裁判所事務総局秘書課長

堀田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(派遣先 米国ワシントン大学)

東京地方裁判所判事補

小 泉 健 介

報 告 書 簡 (第9回)

謹 啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本報告書では、平成26年5月14日までの研修について、ご報告いたします。

1 札幌地裁・安江一平判事の出張(4月24日～5月3日)

アテンド中の活動は以下のとおり(研究テーマ:民事事件の争点整理)。米国におけるPretrial Conferenceの活用につき、司法研究報告書「アメリカにおける民事訴訟の運営」(司法研修所・平成5年)113頁以下参照。同文献は、「Pretrial Conferenceは事件処理の促進に裁判官が積極的主体的に関与することを可能にする手続であり、昭和58年の連邦民事訴訟規則の改正を経て、裁判官によるケース・マネジメントの柱となってきた」と説明。しかし今回の調査によれば、近年はPretrial Conferenceを開かない例も増えているようである。

(1) 4月25日(金)

- ・ キング郡上位裁判所で[]と面談。同裁判所では、訴訟提起後全件一律にTrial初日とDiscoveryや証人リスト交換等の期限を設定(ローカルルールで規定)。Pretrial Conferenceはあまり用いず、当事者間で問題が生じた場合でも、法曹三者での電話会議を用いるのが通常とのこと。

(2) 4月28日(月)

- ・ キング郡地方裁判所・西地区で[]の民事申立手続、裁判官裁判を傍聴。債権回収会社が債務者(代理人なし)を訴える事案が多い。[]や債権回収会社の代理人([])と意見交換。

- ・ キング郡上位裁判所で民事陪審裁判（医療過誤訴訟）の最終弁論を傍聴。

(3) 4月29日（火）

- ・ キング郡上位裁判所で民事事件担当の[]と面談。任官当初（平成8年頃）は全件でPretrial Conferenceを開いていたが、効率性の観点から近年は電話会議を利用。全件一律にTrial初日を定めることで、和解が促進されるとのこと（和解率は約97%）。ADRや別の裁判官による和解が多い。

(4) 4月30日（水）

- ・ 連邦地裁で[]のEvidentiary Hearingを傍聴（原告代理人は後記[]氏）。著作権侵害訴訟の証人尋問。最終弁論で原告側がDefault JudgmentやSummary Judgmentを求める。前者は当事者の一方が裁判所の指示に従わない場合等に制裁として出される敗訴判決。後者は重要な事実について真正な争点がなく法律問題だけで判決できる場合に申立てによりなされる判決。
- ・ Robart裁判官と面談。連邦地裁でも、訴訟提起後全件一律にTrial初日と各種期限を設定（期限は当事者から意見聴取して設定）。以前は全件でPretrial Conferenceを開いていたが、現在はTrial 1 か月前に手続事項を確認するためのFinal Pretrial Conferenceを1回開くのみ。争点や証拠整理は基本的に当事者に委ねているが、問題が生じた際の裁判所の関与は大変重要とのこと。

(5) 5月2日（金）

- ・ キング郡上位裁判所で[]のSummary Judgment Hearingを傍聴。建築瑕疵の事案で、争点は被申立人の責任の有無（申立棄却。判断はTrialに持ち越し）。傍聴後、[]と面談。
- ・ Hillis Clark Martin & Peterson P.S.の[]（連邦と州の仕事が半々）と面談。州内でも郡によりケース・マネジメントの手法は様々とのこと。

2 模擬裁判の陪審員（5月8日）

[]にご案内いただき、連邦地裁で模擬裁判の陪審員を務める。[]（[]

[]）が裁判官役。検察官、弁護人役はいずれもJD2年生（各2名）で、当事者4名が弁論技術を競う。

【事案と公判の概要】一検察官は、被告人が交際中の女性を殺害して弟と死体を遺棄したと主張。弁護人は、犯人は被告人と交際中の別の女性であり被告人は弟

と死体遺棄を手伝ったのみと主張。検察側は捜査官と被告人の弟、弁護側は別の女性と被告人の証人尋問を実施。3時間で冒頭陳述から最終弁論までを行う。

【評議の概要等】－30分弱各証人の信用性を検討。弟の証言は信用できず（別事件の司法取引後に供述開始）、別の女性の証言を否定できないとして、無罪意見が多数。レセプションでは、[redacted] や [redacted]（[redacted]）にご挨拶。弁論技術の優勝者とも意見交換。

【所感】－陪審員として当事者の訴訟活動を見聞し、実際の評議を体験する貴重な機会であった。出場者は大学で「Trial Advocacy（弁論技術）」を受講しており、訴訟活動のレベルが高い。評議では全員が積極的に意見交換する姿が印象的。

3 その他

(1) 司法取引・有罪答弁の調査

大学で「Criminal Procedure: Adjudication（刑訴法：公判）」を聴講する他、文献や関連法令の調査、有罪答弁の受理手続の傍聴、法曹関係者との面談を進めている。4月17日は連邦地裁の [redacted]（有罪答弁の受理手続を担当）と面談。23日は [redacted] 氏（刑事弁護人として30年以上の経験）と面談し、キング郡上位裁判所での有罪答弁の受理手続に同行。

(2) 大学での活動

- ・ 4月15日、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所の [redacted] の講演会に出席。テーマはInternational Criminal Tribunals and War Crimes（国際刑事裁判所と戦争犯罪）。
- ・ 毎週月曜はグローバルな問題に関する講演会が行われる（Global Monday）。5月12日は、知人のJD生（Pacific Rim Law & Policy Journal『環太平洋・法律政策雑誌』の編集委員）の講演に出席。テーマはThe New Class Actions in Japan（日本版クラスアクション）。また月に数回アジア法関連の講演会も行われる（Asian Law Lecture Series）。5月13日は、[redacted] の講演に出席。テーマはHow the Conservatives Still Rule Japan: The 2012 General Election（保守政党による日本支配の状況：2012年衆議院議員総選挙）。

以上をもちまして、今回の報告とさせていただきます。

謹 白

平成25年度判事補海外留學研究員報告書簡（第10回）

氏 名 小 泉 健 介	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 ワシントン大学（シアトル）
提 出 書 面 平成26年6月14日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月15日～平成26年6月14日） 5月15日～5月23日 引き続き、ロースクールの春学期の講義を聴講 5月22日 リージョナル・ジャスティス・センター（上位裁判所支部）を訪 問し、[redacted]と面談 5月27日 上位裁判所を訪問し、[redacted]と面談 5月28日 [redacted]の講演会に出席 [redacted] 6月4日 ロースクールの卒業生表彰式で、ビジティング・スカラーの代表 としてスピーチ		
キーワード欄		
・ 司法取引・有罪答弁についての調査		
・ ロースクールの卒業生表彰式		

平成26年6月14日

最高裁判所事務総局秘書課長

堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(派遣先 米国ワシントン大学)

東京地方裁判所判事補

小 泉 健 介

報 告 書 簡 (第10回)

謹 啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

おかげさまで、在外研究生活も残り1か月となりました。シアトルでは渡米当初のじりじりした日差しが戻り、これから夏本番を迎えようとしています。

本報告書では、平成26年6月14日までの研修について、ご報告いたします。

1 司法取引・有罪答弁についての調査 (別途、報告書簡を作成する予定)

現在、キング郡上位裁判所や連邦地裁の運用を調査しており、自己負罪型の司法取引における裁判官の関与 (当地では、中立性の見地から関与禁止規定あり) や、有罪答弁の受理手続における裁判官の役割 (有罪答弁の事実的基礎の審査等。アルフォード・プリー [無実を主張する被告人が行う有罪答弁] の場合を含む) を中心に研究中。

法務省HP (法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会) によると、日本では、自己負罪型の司法取引や英米法系の有罪答弁制度の導入は見送られる方向とのこと。しかし米国では、自己負罪型司法取引は刑事司法に不可欠の構成要素であり、司法取引を経て90%以上の事件が有罪答弁によりトライアルを経ず終結している。米国の刑事訴訟法の教科書では「これらの制度を学ぶことは、米国の刑事司法を理解するため不可欠」とされており、これまで面談した法曹関係者も、「膨大な事件を処理すべく、これらの制度は不可欠」との認識で一致している。日本でも、刑事司法関係者の負担を軽減する必要は高く、これらの制度を研究する意味があると考えた。米国の他州における運用につき、広島高裁岡山支部・石田寿

一判事（当時）の平成23年12月7日付け報告書参照。

研究に当たり、5月22日にはケントにあるリージョナル・ジャスティス・センター（キング郡南部を管轄する支部）を訪問し、[REDACTED]（有罪答弁の受理手続を担当）と面談。27日はキング郡上位裁判所（本庁）の[REDACTED]と面談。その他、5月20日はキング郡上位裁判所、6月9日は連邦地裁で有罪答弁の受理手続を傍聴。

2 ロースクールの卒業生表彰式での代表スピーチ（6月4日）

ロースクールのLL.M生（修士課程）、Ph.D生（博士課程）、Visiting Scholar（客員研究員）を対象とする卒業生表彰式において、Visiting Scholarの代表として英語でスピーチした。事前に大学受入担当者の[REDACTED]から依頼を受けて準備したもの。教授陣をはじめ多くの出席者から好評を頂く。表彰式は、ロースクールの大教室で行われ、世界各国の友人達が民族衣装を着て出席するなど、大人数が出席。各コースの教授からの挨拶、優秀学生の表彰・スピーチが行われた。式後のレセプションでは、[REDACTED]や[REDACTED]（[REDACTED]）、友人達に1年間の感謝を伝える。

3 その他

(1) [REDACTED]の講演会に出席（5月28日）

テーマは「East Asian Security Challenges and Japan's New Strategy under Abe（東アジアの安全保障問題と安倍政権下の日本の新戦略）」。

講演前、[REDACTED]にご挨拶。日本の法曹界に国際化の風を吹き込んで欲しいとのお言葉を頂く。

2月の[REDACTED]の講演会と合わせて、安倍政権の安全保障・経済政策を支える方々の講演をシアトルで聞く貴重な機会となった。これらの講演会は、ワシントン大学のJapan Studies Programが三菱商事株式会社の協賛を得て開催。

(2) [REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

以上をもちまして、今回の報告とさせていただきます。

謹 白

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第11回〔最終回〕）

氏 名 小 泉 健 介	所属庁・官職 東京地方裁判所判事補	派遣先 ワシントン大学（シアトル）
提 出 書 面 平成26年7月14日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月15日～平成26年7月14日） 6月20日 ワシントン州日米協会の講演会，パネルディスカッションに出席 6月27日 上位裁判所の [REDACTED]， [REDACTED] [REDACTED]， 地方裁判所・西地区の [REDACTED] に帰国挨拶 7月7日 自己負罪型司法取引，有罪答弁に関する報告書簡を提出 7月9日 ワシントン大の [REDACTED] に帰国挨拶 在シアトル日本国総領事館の大村総領事と夕食 7月10日 ワシントン大の [REDACTED] に帰国挨拶 7月11日 ワシントン大の [REDACTED] に帰国挨拶 7月14日 ワシントン大の [REDACTED] に帰国挨拶		
キーワード欄		
・ 帰国準備，帰国挨拶		

平成26年7月14日

最高裁判所事務総局秘書課長

堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(派遣先 米国ワシントン大学)

東京地方裁判所判事補

小 泉 健 介

報 告 書 簡 (第11回 [最終回])

謹 啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

本報告書では、平成26年7月14日までの研修について、ご報告いたします。

1 ワシントン州日米協会の講演会、パネルディスカッション出席 (6月20日)

前者では、[REDACTED]氏が「Life in Foreign Service: Working as a Diplomat to Strengthen U.S. – Japan Relations (外交官人生：米日関係を強固にするため外交官として働く)」をテーマに講演。後者では、[REDACTED]氏のほか、ワシントン州知事の政策顧問、シアトルに隣接するベルビュー市のシティ・マネージャー、Delta Air Lines社やCostco Wholesale社の重役らが「The Implications for The Pacific Northwest Economy & Trade (太平洋岸北西部の経済や通商における米日の密接な関わり)」について議論。イベント終了後、[REDACTED]や在シアトル日本国総領事館の百々智子首席領事に帰国のご挨拶。

2 報告書簡の提出 (7月7日)

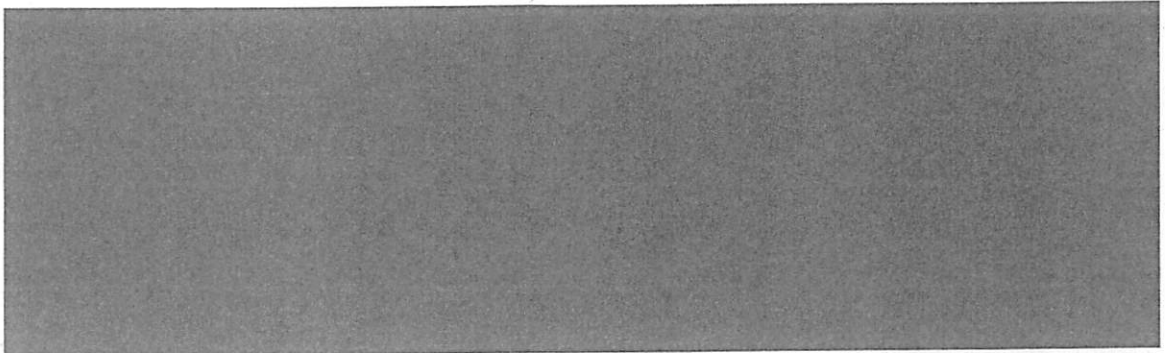
「自己負罪型司法取引、有罪答弁制度とその運用」と題する報告書簡を提出。

3 大村シアトル総領事との夕食会 (7月9日)

在シアトル日本国総領事館の大村昌弘総領事からお誘いを受け、総領事公邸で夕食。こちらからは経済産業省の中山氏 (ワシントン大学に留学中) と私、先方は総領事と上西美樹領事が出席。同総領事館の職務についてお話を伺う。外交・経済・法律問題についても意見交換した。

4 帰国準備、帰国挨拶等（6月に入る頃から帰国の準備を開始）

(1) 帰国準備（生活関係）の注意点



(2) 帰国挨拶等

- ・ 6月27日、キング郡上位裁判所の [redacted]、[redacted]、[redacted] 氏（これまで所長、民事・刑事首席裁判官等の紹介を依頼）、地方裁判所・西地区の [redacted] に帰国のご挨拶。合わせて、刑事事件のPretrial Conference, Preliminary Appearance（逮捕後の初回出頭手続。King County Correctional Facility [King County Jail] で実施）を傍聴。また、上位裁判所の所長裁判官法廷で行われたReunification Dayのイベントに出席。このイベントは、薬物依存等の影響で子から一時的に引き離された親が規定のプログラムを修了し、再び子と共に生活できるようになったことを祝福するもの。所長裁判官ほか多数の裁判官が家族の再出発を祝っていた。
- ・ ワシントン大の [redacted]（7月9日）、[redacted]（10日）、[redacted]（11日）、[redacted]（14日）に帰国のご挨拶。
- ・ その他お世話になった方々に電子メール等で帰国のご挨拶。

5 謝辞

秘書課の皆様をはじめ多くの方々のご協力をもちまして、無事に在外研究を終えることができました（7月16日午後5時頃〔日本時間〕成田空港到着予定）。米国の司法制度や実務を学び、多くの法曹関係者と意見交換できたこと、シアトルの生活に馴染み、現地の方々の価値観を実感できたことは、私にとってかけがえのない財産です。海外留学の経験を活かし、これからの日本の司法運営の一助となるべく、決意を新たに致しました。1年間ご指導いただきまして、誠にありがとうございました。心より御礼を申し上げ、最後の報告とさせていただきます。

謹 白